

長野市レンタサイクル事業 仕様書

1 目的

本事業では、J R長野駅を起点とし、市と事業者の役割分担を定めた協定に基づきレンタサイクル事業を行うことにより、観光客の回遊性の向上させることで滞在時間の延長と観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

2 実施期間

協定締結日から令和6年3月31日まで

3 実施エリア

J R長野駅を起点とし、往復50キロ程度までのエリア

4 役割分担

施設・機器（電動アシスト付き自転車35台、サイクルポート50台分（予備分含む））の導入については本市が費用負担及び所有し、運営を事業者が行う公設民営の運営形態とする。ただし、事業者が追加で提案する自転車やサイクルポートに係る施設・機器については、原則、事業者が費用負担し、事業者の所有物とする。

(1) 長野市

本事業全体の総括

サイクルポート用公有財産の確保

サイクルポート用民有地の確保（観光客回遊性向上に資するもの）

本事業の実施に係る関係者との調整

本事業の運営に係る関係者との調整

本事業の周知及び広報

本事業の検証

(2) 事業者（運営主体）

レンタサイクルの実施及び運営

レンタサイクルの実施に係る施設及び器材の整備、維持管理及び実施期間終了後の原状回復

レンタサイクルの実施に係る違法駐輪対策

サイクルポート用地の提案及び確保（利用者増加に資するもの）

レンタサイクルの利用者への周知及び広報

各種データの収集、分析及び市への提供

利用者に対するアンケート調査の実施

利用状況、収支状況等の事業報告及び本事業の検証への協力

5 事業に係る収入及び費用負担

(1) 収入

利用料金及び付帯事業等の収入はすべて事業者の収入とする。

(2) 利用料金

利用料金は以下を参考とし、市と協議の上決定すること。

- ・基本料金（30分以内の利用）：最大500円まで
- ・加算料金（30分利用後、以降15分ごと）：最大250円まで
- ・上限料金（12時間まで）：最大5,000円まで

その他、観光客利用促進に資する多様な料金制度は積極的に提案すること。

(3) 利用料金の収受方法

盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー、キャリア決済（携帯電話料金に合わせて支払う方法）に対応できるようにすること。

(4) 付帯事業

本事業に付帯または本事業から派生する事業を実施する場合は、市と事前協議の上、承認を得ること。（例：ドレスガード広告事業、ネーミングライツ事業など）

(5) 収支

利用料金並びに付帯事業による収入を充てることで運営コストの削減に努めること。

6 利用方法等

- (1) 利用者が無人のサイクルポートで自転車を借りることができ、返却可能なシステムとすること。
- (2) 利用者の個人認証を行うこと。
- (3) 登録情報の入力が必要最小限のものとする。
- (4) 観光客、外国人等、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (5) 利用者登録は、スマートフォン等で様々な方法や場所での登録を可能とすること。
さらに、スマートフォン所有者の多くの方が利用しているアプリと連携して登録できる機能があること。
- (6) 多様な利用者に配慮し、多言語対応とすること。また、インバウンドの多くが利用しているアプリと連携して登録できる機能を検討していること。
- (7) 利用方法等は、利用者がわかりやすいような工夫を行うこと。

7 自転車の仕様

- (1) 本市へ導入する自転車は、電動アシスト付き自転車とし、ICタグでの個人認証による施錠可能なものとする。
- (2) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。利用者の移動ルートを把握し観光客の動向を分析できるものとする。
- (3) ブレーキや警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- (4) 導入する車種は下表のとおりとする。

車種	台数	備考（追加仕様）
Panasonic ベロスター	15 台	バッテリー12Ah に増強
Panasonic ベロスターミニ	20 台	バッテリー12Ah に増強 かごを追加

8 サイクルポートの仕様

- (1) サイクルポートは、自転車 1 台につき 1 基のラックとする。また、サイクルポートに区画線を引く必要がある場合などは、他の区画と明確に区分すること。
- (2) サイクルポートの設置に係る手法について、各施設管理者や関係部署などと個々に協議すること。ただし、設置場所の管理者との協議において設置が認められない場合は市と協議すること。
- (3) サイクルポートの空きラック以外に自転車が返却出来ないシステムとすること。
- (4) サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (5) サイクルポートは、設置及び撤去が容易なものとする。
- (6) サイクルポートのビーコンに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- (7) サイクルポートのうち最低 1 か所は自転車に充電可能なものとし、バッテリー交換手間の軽減を図ること。
- (8) サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の管理者に問い合わせることがないようにすること。
- (9) 事業終了後は、本事業で設置したサイクルポート及びその他の設備を撤去し、原状回復を原則とする。

9 運営方法等

- (1) 本事業の運営にあたっては、本市での運営体制を確立させ、円滑な運営を行うこと。
- (2) 本事業を実施するにあたり、トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (3) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (4) 利用者に対して自転車を放置させないよう周知徹底し、自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、事業者が速やかに回収すること。
- (5) サイクルポートに本事業と関係のない自転車が駐輪されないよう工夫し、駐輪されていた場合は速やかに適切な対応を行うこと。
- (6) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (7) 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険及び車両保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (8) 利用者の個人情報及び情報資産は、長野市個人情報の保護に関する法律施行条例等

関係法令に基づき適正に管理すること。

- (9) 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。また、努力義務化されたヘルメット着用が普及するよう努めること。
- (10) 自転車には防犯登録を行うこと。
- (11) サイクルポートを設置した場合において、その全てのサイクルポートについて、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- (12) 自転車等のメンテナンススタッフには、できる限り市内自転車店等事業者を活用するなど本市の経済活性化につながるよう配慮すること。

10 経理

- (1) 他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載した会計帳簿を備え、事業費の用途を明らかにしておくこと。
- (2) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに本年度終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

11 事業報告

- (1) 定期（月次）報告

翌月15日までに以下について報告すること。

- ・自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項
- ・必要に応じて事故や苦情等に関する事項
- ・その他事業実施、改善等に必要な事項

- (2) トップシーズン終了後報告（1月末時点）

月次報告に加え、以下について2月末までに報告すること。

- ・今年度利用者の動向分析
- ・利用料金その他の収入の状況に関する事項
- ・本事業の実施に要する経費の支出に関する事項
- ・本事業の採算性、持続可能性の検証に関する事項
- ・利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項

- (3) 最終報告（年度末時点）

月次報告を速やかに報告すること。また、(2)に年度末時点修正がある場合、速やかに報告すること。

12 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 再委託の禁止

業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

前号の「主たる部分」とは、自転車の管理、貸し出しに係るアプリケーションに関する業務とする。

- (2) 守秘義務

業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

利用者の動向分析に当たっては、個人を特定しないように配慮しなければならない。